

本大會は年少くとも一回以上の中央政治學校を教育部をして開設せしめることを決議す。

理由

省略

第二十二號 巡回講師團組織に關する件

主 文

本大會は教育部をして巡回講師團を組織せしめ、黨内教育の經濟化を測ることを決議す。

理由

從來の教育闘争に於ては餘りに非經濟的であり、某支部の教育に講師が派遣せられながら隣接或は遠上支部と連絡なかつたため、徒らに歸京し、教育運動を百パーセントに効果あらしめることが出来なかつた。此の缺點を除くため本部教育部と府縣聯教育部、支部教育部が連絡を密接にし組織された講師團を轉傳的に各支部に送り、一定地方の教育を統一せしめようといふのが本決議の主旨である。

實行方法

一、新中央執行委員會下の教育部に一任。

第二十一號 小學校教育費全額國庫

七、四六、三三、千圓	五、五、五七、十圓
九、九、〇三、一	三、三、四、八、四圓
三、三	四、五
(總出)一〇、〇、〇、〇	

市町村を合計しての教育費は三億二千萬圓を突破するが此の中には小學校義務教育費以外の高等小學校費夜間學校實業補習學校費が含まれてゐる。眞に義務教育費として所要する額は一億圓内外であらう、勿論その中には教員俸給學校維持費等凡てを含んでゐる。現在國庫は八千五百萬圓の負擔をなしてゐるが殘餘の一億二千萬圓位の財源は軍備を縮小しただけで結構浮びあがるであらう。

こゝに注意しなければならないのは民政黨はその政策中に義務教育費全額國庫支辨を掲げてゐるが、彼等のいふ義務教育費とは尋常小學校教員の給料を指すもので、給料總額は一億三千萬圓程度であり、現行負擔額に更に四千五百萬圓を増額すれば直ちに實現し得るのである。然るにも拘らずその公約を果し得ない所に彼等の欺瞞政策が暴露する

實行方法

一、各支部は街頭に職場に大衆運動を組織し市町村會府縣會を牽制して本案の實現を中央政府に爲らしめること

支辯の件

主 文

本大會は左の通り決議す。

決 議

小學校教育費の全額はこれを國庫負擔とすべし、右決議す。

理由

小學校教育は『餘りにも長時間に亘つて一局部の勞働にのみ拂はる結果、若き勞働者の痴鈍化が益々甚だしくなつたので、各工業團は何等かの形で普通教育をば勞働の強制條件とすることを除儀なくされ』(カウツキー)て生れた柔順優秀な奴隸的勞働力の生産を目標としてゐる。かゝる教育費を大衆の負擔に俟つ現制度に、絶對反對しなければならぬ。

別けて教育費が町村歳出の大半を奪ひ、租稅負擔を重加しつゝ、ある今日、これが支辨を國庫に俟つは緊急の大衆的要求となつてゐる

參考表

市町村教育費 (昭和四年當初調査)

一、黨所屬代議士は昭和六年度豫算案討論に際し本案の達成のため熱力的に戦ふこと

第二十四號 農村ブラットフォームの件

主 文

昭和五年度全國大會は黨の農村闘争の綱領として左の農村フォームを採用することを決議す。

農村ブラットフォーム (農村委員會報告中「農村ブラットフォーム」の項全文)

理由

半農業國的日本に於ける勞働者農民を結合する大衆政黨の農村闘争は異常に重要である。支配階級が自作農創設を以て勞働者と農民を切斷せんとする今日に於いては特に然りである。かくて自然發生的なる小作争議の組織化の時代から意識的なる民衆闘争の展開時代に入りつゝ、ある。このとき農業綱領の確定が緊急の問題となる。けれども希望するプロレタリアの要求と封建的農民の限定的意欲とを結合する農業綱領の達成は長き經驗を持つ黨に於てのみ可能である。本ブラットフォームは完全綱領への第一石を打つと共に今日の闘争を最小限度に規定せんとするに外ならぬ。